

NO1.四日市市火災予防条例の一部改正について（議案第84号）

今回の議案は、重大な消防法令違反が認められる建物の名称、所在地及び違反内容を公表する制度に関する規定を整備する条例の一部改正をするものです。より多くの市民の方に制度を知っていただくためのPRを兼ねてご意見を募集します。

1 改正の背景

近年、ホテル、社会福祉施設、病院などの不特定多数の者が利用する建物において、多くの死傷者を伴う火災が全国的に繰り返し発生している。

このような状況をふまえ、総務省消防庁は、建物の利用者自身が火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、重大な消防法令違反が認められる建物の名称、所在地及び違反内容を公表する制度の実施について、地方公共団体に通知した。

2 改正の内容

防火対象物の消防用設備等が消防法令に違反している場合の公表制度を創設

- (1) 消防長は、関係者に通知したうえで、その旨を公表することができる。
- (2) 公表の対象となる事項は、以下のとおり（※規則に規定する。）

公表対象	建物	ホテル、社会福祉施設等の不特定多数の者が利用する建物
	違反内容	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置
公表手続		消防機関が立入検査を実施し、違反内容を通知した日から14日を経過しても是正されていない場合、ホームページに建物の名称、所在地及び違反内容を掲載



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

3 施行期日

平成29年10月1日